

新型インフルエンザ等対策特措法及び感染症法上、中心的な役割を担う各構成府県・連携県が各府県行動計画の定めるところにより実施する対策を補完し、関西圏域全体としてより水準が高く統一性のある対策が実施できるよう、広域連合が構成団体・連携県の行動計画と整合性を図りつつ、府県域を超えた広域調整を行うための方針を取りまとめる。

## 1 本プランの対象とする感染症

### (1) 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)

新型インフルエンザ

再興型インフルエンザ

### (2) 新感染症(感染症法第6条第9項)のうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

## 2 対策の目的及び基本的な戦略

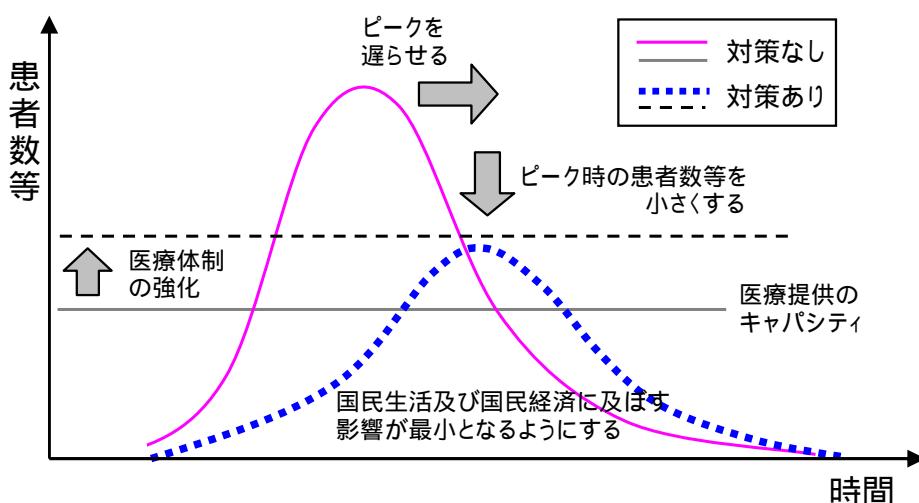
### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせて、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制の強化を図ることで、適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

### (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らすとともに、事業継続計画の作成・実施等により医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持。

<対策の効果 概念図>



### 3 新型インフルエンザ等対策の留意点

基本的人権の尊重等、政府行動計画に掲げる点に加えて、次の点に留意する。

- ・ 地震等の自然災害と異なり、応援職員への感染や応援職員を通じた感染の拡大というリスクが伴うため、応援の可否、必要性、効果等をより慎重に判断して、広域調整に当たる必要がある。

### 4 新型インフルエンザ発生時の被害想定

項目	全国の想定	関西の想定
罹患割合	国民の25%が罹患	同 左
外来受診患者数	約1,300万～2,500万人	約253万～487万人
入院患者数	約53万～200万人	約10万～39万人
死者数	約17万～64万人	約3万～12万人
1日当たり最大入院患者数	約10.1万～39.9万人	約2万～7.8万人

(注) 政府行動計画の想定を人口按分して算定。

の上限値2,500万人をもとに、アジアインフルエンザを中等度(致死率0.53%)、スペインインフルエンザを重度(致死率2.0%)として推計

### 5 発生段階

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め下記の発生段階を設け、各段階の対応方針を定める。

発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
関西圏域内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、関西圏域内では発生していない状態	国内発生早期
関西圏域内発生早期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
関西圏域内感染期	関西圏域内のいずれかの構成府県・連携県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

### 6 新型インフルエンザ等対策

#### (1) 実施体制

##### ① 準備体制・警戒体制の確立

新型インフルエンザは動物インフルエンザから変異することがあり、動物インフルエンザの感染患者が発生した場合でも社会的影響が大きいため、広域連合は、海外での動物インフルエンザ発生の初めから、段階的に体制を整える。

新型インフルエンザ等対策準備室	新型インフルエンザ等警戒本部
海外で、動物から人への感染患者が発生したとき、限定的に人から人への感染が認められるときに設置し、情報収集及び連絡調整を開始。	海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、政府の初動の対処方針が決定されたときに設置し、広域調整の準備を開始。

### 関係機関・団体等との連携強化

広域連合は、構成団体・連携県、保健所設置市や市町村、広域連合の他分野局のほか、相互応援協定のある広域ブロック等、国、広域実動機関等とともに、指定（地方）公共機関、登録事業者等との連携強化を図る。

### 新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府若しくは都道府県の対策本部の設置、又は関西圏域内の府県を区域とする緊急事態宣言が発せられたときで、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合に設置し、有識者の意見を踏まえ、支援対応にあたる。

### 新型インフルエンザ等対策に係る研修や広域的な訓練の実施

#### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 構成団体・連携県は、患者発生（定点）・ウイルス・入院・学校といった各種サーベイランスシステムを活用して、インフルエンザの発生状況等の情報を一元的に集約・分析するとともに、医療機関等の関係者に迅速かつ定期的に還元し、効果的な対策に結び付ける。
- ・ 構成団体・連携県は、海外発生期には、患者の全数把握を開始するとともに、学校等での集団発生の把握を強化する。府県内感染期には、全数把握を中止し、学校等での集団発生の把握強化も通常に戻す。
- ・ 広域連合は、発生段階毎の構成団体・連携県の対応に応じて情報を収集し、関西圏内で共有を図る。

#### (3) 情報提供・共有

##### 情報発信等

- ・ 広域連合は、構成団体・連携県の広報チームと密接に連携し、広域防災ポータルサイト等を活用して情報提供・共有を図るとともに、各団体の情報提供との整合性に配慮しつつ、その発信力を活かして統一メッセージを出す等の情報発信を行う。
- ・ 構成団体・連携県は、海外発生期にコールセンター等を設置し、発生早期にその体制を強化する。広域連合は、各団体のコールセンター等に寄せられる問い合わせ等の情報を集約して共有を図る。
- ・ 緊急事態宣言がされている場合には、広域連合は、関西圏域のどの地域でどのような緊急事態措置がとられているかを把握・広報する。

##### 報道機関等への情報提供の調整

広域連合は、報道機関等へ情報提供に当たっては、個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法・内容等について共通化を図るため、必要な広域調整を行う。

##### 風評被害の抑止

広域連合は、報道機関と連携し、発生地の正確な地理情報とともに感染症の正しい情報を発信するとともに、誤った情報が出た場合には、構成団体・連携県と連携して、関西で一致してこれを速やかに打ち消す情報発信を行う。

#### (4) 予防・まん延の防止

##### 水際対策

広域連合は、海外発生期において、空港等における停留の実施等効果的な水際対策が行われるよう、検疫所と密接に連携する。

##### まん延防止にかかる社会的対策

- ・構成団体・連携県は、感染症法に基づく患者等への対応の措置を行うとともに、住民・事業者、公共交通機関等に対して適切な感染対策を講じるよう、学校設置者に対して臨時休業を適切に行うよう要請する。
- ・構成府県・連携県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要に応じ、住民に対し不要不急の外出の自粛の要請を行うほか、学校、保育所等及び特措法施行令第11条に定める学校、保育所等以外の施設の使用制限の要請・指示を行う。
- ・広域連合は、構成府県・連携県がこのような社会的対策（必要な代替措置も含む。）を適時適切に実施できるよう必要な広域調整を行うほか、府県をまたがった人の行き来の大きい地域において、構成府県・連携県が行う要請等の内容の統一を図るなどの広域調整を行う。

##### 予防接種

###### ア 特定接種

特定接種は、住民接種に先立ち、医療の提供、国民生活・経済の安定確保に寄与する業務を行う登録事業者や新型インフルエンザ等対策に携わる公務員に対して実施される。対象者の範囲、総数、接種順位等は国の基本的対処方針により決定される。

- ・構成団体・連携県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の接種を実施するとともに、登録事業者の登録等に協力する。
- ・広域連合は、府県をまたがる事業者などの特定接種が効率的に実施できるように、必要に応じて、構成団体・連携県を通じて事業者に対して働きかけを行う。

###### イ 住民接種

住民への接種の実施は、接種順位も含めて国の基本的対処方針により決定される。

###### (ア) 住民接種の接種体制

市町村は、接種体制の構築を図るとともに、実施に当たり接種会場を確保し、原則として当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

###### (イ) 府県を超えた広域接種への対応

広域連合は、他府県の病院・施設への長期入院・入所者、里帰り分娩の妊娠婦及び同伴の小児等について、国において広域接種の体制が整備された場合には、構成府県・連携県と連携して、関西圏域において円滑に実施できるよう努める。また、広域接種に伴うワクチンの偏在に対応して、構成府県・連携県と連携し、必要に応じて、関西圏域内での広域融通調整を行う。

#### (5) 医療

##### 医療体制の整備と医療の確保

- ・構成団体・連携県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、地域の実情に応じた医療体

制の整備を推進し、海外発生期には「帰国者・接触者外来」における診療、「帰国者・接触者相談センター」における相談を行い、発生早期には、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。患者が増加してきた段階においては、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

- ・緊急事態宣言がされている場合には、構成団体・連携県は、地域の医療機関が不足した場合に、定員超過入院等のほか臨時の医療施設の設置により医療を提供する。

#### 検査体制の整備

- ・構成団体・連携県は、各地方衛生研究所の処理可能件数を超える場合等に備えて、地方衛生研究所間の連携を図る。

#### 医薬品・医療資器材の整備・融通

- ・広域連合は、構成団体・連携県の医療資器材等の保有状況を把握し、その整備を促すとともに、キャパシティを越えた場合に広域的な融通調整を行う。
- ・広域連合は、構成府県・連携県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握し、発生時に地域的な不足が生じた場合に、広域的な融通調整を行う。

#### 患者の搬送・移送体制の確立

- ・構成団体・連携県は、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。
- ・広域連合は、発生早期の近隣府県間等で患者搬送車を提供する体制の構築に努める。

### (6) 府県民生活・府県民経済の安定の確保

#### 指定（地方）公共機関等に関する調整

- ・医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、発生時に、府県民生活・経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行い、緊急事態宣言がされている場合でも、事業の継続を行う。
- ・構成団体・連携県は、指定地方公共機関に対し、準備確保の要請と業務計画の策定支援を行うとともに、緊急事態宣言がされている場合は、緊急物資の運送、物資の売渡し等の要請・指示を行う。
- ・広域連合は、事業者等が府県をまたがり、一元的な要請等を行うことが求められる場合は、必要な広域調整を行う。

#### 府県民・事業者への統一的な情報発信

- ・構成団体・連携県は、緊急事態宣言がされている場合には、事業者のサービス提供水準に係る府県民への呼びかけ、生活関連物資等の価格の安定等のため調査・監視等を行う。
- ・広域連合は、その発信力を活かして統一メッセージを出す等、関西府県全てを対象とした一斉の呼びかけを行う。

#### 広域火葬の実施

広域連合は、広域火葬の実施体制を構築し、火葬場等の情報を収集・共有するとともに、逼迫時における構成府県・連携県間の応援・協力の調整を行う。

## 【参考】発生段階に対応したオペレーションマップ

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
未発生期	状態	(1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態 (2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況			
	目的	(1) 発生に備えて体制の整備を行う。 (2) 関西圏内発生の早期確認に努める。			
	対策の考え方	(1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本プラン等を踏まえ、国、構成団体・連携県、関係団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府県民全体での認識共有を図るため、構成団体・連携県と連携して継続的な情報提供を行う。			
	実施体制	行動計画等の作成 情報交換及び連携体制の確認 訓練の実施(特第12条)	関西防災・減災プラン(感染症対策編・新型インフルエンザ等)の作成 体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 研修、広域的訓練の実施	行動計画等の作成 体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化 研修、広域的訓練の実施	行動計画等の作成 体制の整備及び関係機関・団体等の連携強化
	サーベイランス・情報収集	情報収集 通常のサーベイランス	サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	情報収集 通常のサーベイランス	
	情報提供・共有	感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備	ポータルサイト等による情報提供 府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信	感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備	感染症や公衆衛生に関する情報提供・共有の体制整備
	予防・まん延の防止	個人、地域、職場対策の周知 緊急事態時ににおける感染症対策の理解促進 衛生資器材等の供給体制の整備 水際対策の連携強化 ワクチンの研究開発、確保、供給体制の整備 特定接種の事業者の登録 住民接種の接種体制の構築	特定接種の事業者登録の協力・調整 住民接種の広域接種への対応	個人、地域、職場対策の周知 緊急事態時ににおける感染症対策の理解促進 特定接種の事業者の登録 住民接種の接種体制の構築	個人、地域、職場対策の周知 特定接種の事業者の登録 住民接種の接種体制の構築
	医療	地域医療体制の整備 ・医療体制確保マニュアル等の提供 国内感染期に備えた医療確保 医療資器材の備蓄・整備 検査体制の整備 ・迅速診断キットの開発等 医療機関等への情報提供体制の整備 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%)	医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有	地域医療体制の整備 府県内感染期に備えた医療確保 医薬品・医療資器材等の備蓄・整備 検査体制の整備(PCR等の検査体制整備) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄(国民の45%)及び流通体制の整備	医療資器材等の備蓄・整備
	国民生活及び経済の安定の確保	指定公共機関の指定及び登録事業者の登録 緊急物資の流通・運送等の事業継続体制整備の要請 物資及び資材の備蓄等(特第10条)	指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 広域火葬の体制構築等	指定地方公共機関の指定及び業務計画等の策定支援 物資供給の要請等 広域火葬の体制構築等 物資及び資材の備蓄等(特第10条)	広域火葬の体制構築等 物資及び資材の備蓄等(特第10条)
<b>動物インフルエンザ患者発生時</b>					
新型インフルエンザ等が発生した疑いがある時	実施体制	対策会議又は閣僚会議の開催	対策準備室の設置		
	情報収集他	情報の集約・共有・分析	情報収集及び連絡調整の開始		
	予防・まん延の防止	感染症危険情報の発出 水際対策の開始			
海外発生期(関西圏内未発生期)	状態	(1) 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの都道県で新型インフルエンザ等が発生した状態 (2) 関西圏内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況			
	目的	(1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、関西圏内発生の遅延と早期発見に努める。 (2) 関西圏内の発生に備えて体制の整備を行う。			
	対策の考え方	(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 関西圏内に発生した場合には早期に発見できるよう関西圏域内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、関西圏内発生に備え、圏域内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者及び府県民に準備を促す。 (5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、関西圏内発生に備えた体制整備を急ぐ。			
	実施体制	政府対策本部の設置(特第15条) 基本的対処方針の決定	対策準備室、警戒本部又は対策本部の設置	対策本部の設置(特第22条) 対策の協議	
	サーベイランス・情報収集	国際的な連携による情報収集 サーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生の把握強化	サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	サーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握開始(感第12条) ・学校等の集団発生の把握強化	
	情報提供・共有	海外での発生状況情報提供 コールセンターの設置	ポータルサイト等による情報提供 府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 コールセンターにおける情報の共有	海外での発生状況情報提供 コールセンターの設置	海外での発生状況情報提供 コールセンターの設置
	予防・まん延の防止	感染症危険情報の発出 水際対策の実施(検疫の強化) ・特定検疫港等の指定 ・停留施設の使用(特第29条) ・航空機等の運行制限の要請(特第30条) ワクチンの確保 特定接種の準備・開始(特第28条) 住民接種の準備	停留等の円滑な実施のための検疫所との連携 特定接種の円滑な実施のための構成団体・連携県を通じた事業者への働きかけ	感染症危険情報の発出 患者・濃厚接触者の健康診断受診の勧告・実施(感第17条) 就業制限(感第18条) 入院の勧告・措置(感第19条) 特定接種の準備・開始(特第28条) 情報提供	特定接種の準備・開始 住民接種体制の準備
	医療	国内発生に備えた医療体制整備 帰国者・接触者外来等の設置要請 PCR等の検査体制の確立 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握	医薬品・医療資器材の保有状況の情報共有 患者の搬送・移送体制の確立	帰国者・接触者外来の整備 帰国者・接触者相談センターの設置 院内感染対策を講じた診療体制の整備 PCR等の検査体制の確立 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握 患者の搬送・移送体制の確立	
	国民生活及び経済の安定の確保	職場における感染対策の準備要請 指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請	指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 府県民・事業者への統一的な情報発信 広域火葬の体制構築等	指定公共機関等の事業継続に向けた準備要請 広域火葬の体制構築等	広域火葬の体制構築等

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
	状態	関西圏域内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。			
	目的	(1) 関西圏域内の感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。			
	対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 (2) 政府対策本部が、関西圏域内に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 (3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、医療体制や感染拡大防止策について、府県民に対し、積極的な情報提供を行う。 (4) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、関西圏域内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 (5) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 (6) 圏域内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府県民生活及び府県民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を行う。 (7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。			
関西圏域内発生早期	実施体制	基本的対応方針の変更 政府現地対策本部の設置	対策本部での協議 情報収集員の派遣 政府現地対策本部との連携	対策本部での協議 政府現地対策本部との連携	
	サービスインランス・情報収集	サービスインランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) 患者の臨床情報把握	サービスインランス情報の構成団体・連携県	サービスインランスの強化(患者の全数把握、学校等の集団発生の把握) 患者の臨床情報把握	
	情報提供・共有	国民への情報発信の強化 地方公共団体との情報共有の強化 コールセンター等の充実・強化	ポータルサイト等による情報提供 府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 コールセンターにおける情報の共有 報道機関等への情報提供の調整 風評被害の抑止	府県民への情報発信の強化 コールセンター等の体制充実・強化	市町村民への情報発信の強化 コールセンター等の体制充実・強化
	予防・まん延の防止	水際対策の継続 住民接種の準備(接種順位の決定) 住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)	患者へ入院の勧告・措置(感第19条) 濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等(感第44条の3) 住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項)	住民接種の準備・開始
	医療	診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導	医薬品・医療資器材の広域融通調整 近隣府県間等の患者搬送車の提供調整	帰国者・接触者外来における医療提供の継続 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続 患者等の増加に応じた一般の医療機関でも診療する体制への移行 PCR検査等の確定検査 抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用要請	
	国民生活及び経済の安定の確保	全国事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 府県民・事業者への統一的な情報発信	事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
	実施体制	緊急事態宣言(特第32条) 期間・区域を公示			市町村対策本部の設置(特第36条)
	情報提供・共有		関西圏域内の緊急事態措置の広報		
緊急事態宣言時 特第32条	予防・まん延の防止	住民接種の対象者・期間の決定(特第46条)	外出自粛、施設使用制限等の広域調整	不要不急の外出自粛等の要請(特第45条第1項) 学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項)及び施設名の公表 学校・保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条2項)、指示(同3項)及び施設名の公表	臨時の予防接種の実施(特第46条)
	国民生活及び経済の安定の確保	サービス水準に係る国民への呼びかけ 緊急物資の運送を要請(特第54条) 生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	サービス水準に係る府県民への呼びかけ 緊急物資の運送要請等の広域調整	サービス水準に係る府県民への呼びかけ 緊急物資の運送の要請(特第54条) 生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)	生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条)
	状態	(1) 関西圏域内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。			
	目的	(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 府県民生活・府県民経済への影響を最小限に抑える。			
	対策の考え方	(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 (2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、府県において必要な対策の判断を行なう。 (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。 (5) 医療体制の維持に全力を尽し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。 (6) 欠勤者の拡大が予測されるが、府県民生活・府県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。 (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。			
関西圏域内感染期	実施体制	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更	圏域内感染の拡大に伴う対策の変更	府県内感染の拡大に伴う対策の変更	市町村内感染の拡大に伴う対策の変更
	サービスインランス・情報収集	患者の全数把握 地域未発生期・地域発生早期の地域は、実施。地域感染期の地域は、中止し、通常サービスインランスを継続。 学校等の集団発生の把握は通常サービスインランスに戻す 入院患者・死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握	サービスインランス情報の構成団体・連携県との共有	患者の全数把握の中止等 学校等の集団発生の把握は通常サービスインランスに戻す。	
	情報提供・共有	国民への情報発信の強化 地方公共団体との情報共有の強化 コールセンター等の継続	ポータルサイト等による情報提供 府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 コールセンターにおける情報の共有 報道機関等への情報提供の調整 風評被害の抑止	府県民への情報発信の強化 コールセンター等の継続	市町村民への情報発信の強化 コールセンター等の継続
	予防・まん延の防止	住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) 特定接種の継続	構成団体・連携県が行う要請内容の統一などの広域調整 住民接種の広域接種の円滑実施(ワクチンの広域融通調整)	住民・事業者・学校等への感染対策の協力要請(特第24条9項) 濃厚接触者へ外出自粛要請・健康観察等の中止 住民接種の継続	住民接種の継続
	医療	備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 ファクシミリによる処方せん送付について対応方針	医薬品・医療資器材の広域融通調整	帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び患者の入院措置の中止 一般的の医療機関における診療体制へ移行 重症患者の入院治療、それ以外の患者の在宅療養へ移行 ファクシミリ処方体制の活用 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用	在宅療養患者への支援
	国民生活及び経済の安定の確保	全国事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 府県民・事業者への統一的な情報発信	事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	事業者に対し感染対策の要請 消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請

発生段階	対策	国	広域連合	構成府県・連携県	市町村
緊急事態宣言時 (特第32条)	実施体制			緊急事態措置の代行・応援 (特第38条、39条)	緊急事態措置の応援 (特第39条)
	情報提供・共有		関西圏域の緊急事態措置の広報		
	予防・まん延の防止	住民接種の継続	外出自粛、施設使用制限等の広域調整	不要不急の外出自粛等の要請 (特第45条第1項) 学校、保育所等の施設の使用制限の要請(特第45条第2項)、指示(同3項) 及び施設名の公表 学校、保育所等以外の施設への協力要請(特第24条9項)、使用制限等の要請(特第45条2項)、指示(同3項) 及び施設名の公表 患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合	住民接種の継続
	医療			医療等の確保要請 臨時の医療施設の設置及び土地等の使用(特第48条第1・2項、第49条)	
	国民生活及び経済の安定の確保	サービス水準に係る国民への呼びかけ 緊急物資の運送の要請(特第54条) 埋葬・火葬の特例等(特第56条) 生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) 患者の権利利益の保全(特第57条) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資(特第60条)	サービス水準に係る府県民への呼びかけ 緊急物資の運送の要請(特第54条) 物資の売渡しの要請等(特第55条) 生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) 広域火葬の実施調整	サービス水準に係る府県民への呼びかけ 緊急物資の運送の要請(特第54条) 物資の売渡しの要請等(特第55条) 生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) 広域火葬の実施等	生活関連物資等の価格の安定等の要請(特第59条) 要援護者への生活支援 広域火葬の実施等
	状態	(1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 (2) 大流行はいったん終息している状況			
	目的	府県民生活及び府県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。			
	対策の考え方	(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府県民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。			
小康期	実施体制	基本的対処方針の変更 緊急事態解除宣言 政府対策本部の廃止(特第21条)	対策の見直し 対策本部の廃止 広域連合の組織をあげた広域応援の必要がなくなったとき	対策の見直し 対策本部の廃止(特第25条) 政府対策本部の廃止時	対策の見直し 対策本部の廃止(特第37条) 緊急事態解除宣言時
	サーベイランス・情報収集	各国の対応に係る情報収集 通常のサーベイランス継続 引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	サーベイランス情報の構成団体・連携県との共有	通常のサーベイランス継続 引き続き学校等における集団発生状況の把握強化	
	情報提供・共有	コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ 情報提供の在り方の見直し コールセンター等の体制縮小	府県民に対する情報提供・注意喚起の統一メッセージの発信 コールセンターにおける情報の共有 情報共有体制の見直し	コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ 情報提供の在り方の見直し コールセンター等の体制縮小	コールセンター等に寄せられた問い合わせの取りまとめ 情報提供の在り方の見直し コールセンター等の体制縮小
	予防・まん延の防止	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続			第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
	医療	第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄		通常の医療体制に戻す。 第二波に備えた抗インフルエンザ薬の備蓄	
	国民生活及び経済の安定の確保	消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	指定(地方)公共機関等に対する一元的な要請等の広域調整 府県民・事業者への統一的な情報発信	消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請	消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に買占め・売惜しみが生じないよう要請
	情報提供・共有	予防接種の継続	関西圏域の緊急事態措置縮小・中止の広報		予防接種の継続
	緊急事態宣言時 予防・まん延の防止	全国の事業者に業務の再開周知 緊急事態措置の縮小・中止 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資		事業者に業務の再開周知 指定地方公共機関への事業継続への支援 緊急事態措置の縮小・中止	緊急事態措置の縮小・中止

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

特: 新型インフルエンザ等対策特別措置法

感: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律